

鎌倉市 ICT 活用支援業務委託仕様書

1 委託内容

(1) 目的

近年、民間企業において、BPR (Business Process Re-engineering=業務プロセスの改善) と ICT (Information and Communication Technology=情報通信技術) を活用した取組の一環として、RPA (Robotic Process Automation=ロボットによる業務自動化) の導入による定型的な事務作業の自動化や人工知能 (AI) を用いた非定型業務の自動化、紙資料のデジタル化などが進められています。

こうした中、本市においても、働き方の見直しの一環として、行政事務への ICT 活用 (パブリック) の可能性を検討するため、業務の「見える化」を図り、BPR 手法による業務分析、抽出された業務課題に対する ICT 活用の方向性を検討するとともに、改善可能な対象業務の選定と RPA の試行的導入、業務改善効果の評価・検証を行うものです。

(2) 業務の名称

鎌倉市 ICT 活用支援業務委託

(3) 業務内容

調査対象課に対して以下の業務を行うものとします。

ア ICT を活用した BPR に関するコンサルティング業務

(ア) 現行業務ヒアリング調査及び BPR 手法による業務分析

(イ) 改善対象の業務の抽出及び ICT 活用の方向性検討及び効果試算

2 に示す調査対象課の業務内容・業務手順・使用システムや帳票・体制等のヒアリングを実施して現行業務の分析及び現行システムの可視化を行い、特に業務量や人員負荷が高い改善対象業務を抽出し、システムのスリム化も視野に入れながら ICT 活用に向けた方向性を検討し、実施効果を試算する。

イ RPA 導入に伴う効果検証

(ア) RPA 導入対象業務の分析

(イ) ロボットの要件定義・開発・導入

(ウ) 実証・評価/効果検証

上記アにて抽出した改善対象業務に対して、特に RPA の導入による業務改善効果が高いと見込まれる業務を 5 つ程度抽出し、試行的に RPA の要件定義・開発・導入を行い、効果検証を実施する。

(4) 業務計画

受注者は、この業務が適切に実行され、目的の成果を得るため、作業方法、業務従事者、工程等について適切な業務計画を提出すること。

(5) 打合せ

受注者は、本業務の実施において、発注者と適宜打合せを行い、業務の円滑な進捗に努めるものとする。なお、打合せは、原則として鎌倉市役所で行うこととする。また、打合せの内容については、受注者が記録簿等を作成し、相互に確認するものとする。

(6) 報告書の作成

ア 鎌倉市 ICT 活用支援業務委託報告書 (統合) (A 4 版製本)

10 部

- イ (3) アに係る調査対象課ごとの報告書 (A4版製本) 各10部
 ウ (3) イに係るRPA導入対象業務ごとの報告書 (A4版製本) 各10部
 エ 電子データ (CD-R) 5部

なお、アについては、平成31年2月22日(金)までに素案を提出し、市と協議した上、平成31年3月29日(金)までにアからエを最終報告書として市に提出するものとします。

2 調査対象課

調査対象課は以下のとおり。

※印については、平成26年度から29年度に実施した鎌倉市業務量調査委託の報告書を提供します。

No	部名	課名	調査する主な担当
1	行政経営部	公的不動産活用課	公的不動産維持担当※、財産管理担当
2	総務部	総務課	総務担当、市政情報担当、統計担当
3	総務部	職員課 ※	給与担当、厚生健康担当
4	総務部	契約検査課	契約担当
5	総務部	納税課	税制担当、納税担当
6	総務部	市民税課	市民税担当
7	総務部	資産税課 ※	資産税担当、土地評価担当、家屋調査担当
8	総務部	債権管理課	債権管理担当
9	市民生活部	地域のつながり課	地域のつながり担当
10	市民生活部	観光課 ※	観光担当
11	市民生活部	商工課 ※	商工担当
12	市民生活部	市民課 ※	市民担当
13	こどもみらい部	こども支援課	こども支援担当
14	こどもみらい部	保育課 ※	保育担当
15	こどもみらい部	青少年課 ※	青少年担当
16	健康福祉部	生活福祉課	保護担当
17	健康福祉部	高齢者いきいき課 ※	介護保険担当
18	健康福祉部	障害福祉課 ※	障害福祉担当
19	健康福祉部	市民健康課 ※	健康づくり担当、保健活動担当
20	健康福祉部	保険年金課	国民健康保険担当、医療給付担当、年金担当
21	環境部	ごみ減量対策課	ごみ減量対策担当
22	環境部	環境保全課	環境保全担当
23	まちづくり計画部	都市計画課	都市計画担当
24	都市景観部	都市調整課	都市調整担当
25	都市景観部	都市景観課	都市景観担当
26	都市景観部	建築指導課	建築指導担当
27	都市景観部	みどり課	みどり担当
28	都市整備部	道水路管理課 ※	路政担当、境界担当
29	都市整備部	道路課 ※	整備担当
30	都市整備部	住宅課 ※	住宅担当
31	都市整備部	下水道河川課	下水道担当
32	都市整備部	公園課	整備担当、管理担当
33	議会事務局	議事調査課	議事調査担当
34	教育部	教育総務課	総務担当、経理担当
35	教育部	学務課	給食担当、学務担当
36	文化財部	文化財課 ※	文化財担当、史跡担当
37	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙担当

3 その他

- (1) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または、本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、協議により決定するものとします。
- (2) 本市では、平成 27 年 12 月総務大臣発「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化について」に基づく三層からなる対策を講じており、インターネットに関しては神奈川情報セキュリティクラウドを利用しています。本市のネットワークの概要については、別途提供しますので、ご請求ください。